

[事案 2023-364] 新契約取消請求

・令和 6 年 11 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 3 年 7 月に契約した組立型保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 勧誘を受けた際、契約する意思がないことを募集人にはっきり伝えていた。
- (2) 意向確認書、重要事項説明書、特約説明書等は提示されておらず、説明を受けていない。
- (3) 申込書の署名はしておらず、偽造された。
- (4) 自分は日本語の分からない外国人であり、詳しい説明もないまま日本語だけの書類を渡され、後になって「書類で渡している」、「それはここに書いている」という言い訳をされても受け入れられない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人より、本契約内容で申込みをするという意思表示を受けた。
- (2) 意向確認書、重要事項説明書、特約説明書は、申立人に提示して説明した。
- (3) 申立人は、募集人に契約申込の意思を示して、当社の専用端末の申込画面に自署した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。